

令和2年度 第8回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

【 公 開 用 】

令和3年3月19日開催

高野町農業委員会

令和2年度 第3回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和3年3月19日(金)

●開会時刻 午前10時05分開会

●開催場所 高野町役場 2階 大会議室

●出席委員 1番 井阪 晴美 3番 上田 静可 4番 柳 葵
5番 梶谷 廣美 6番 井手上 治己 7番 下名迫 勝實
9番 泉平 和廣 10番 森脇 伸宜
以上8名出席

●欠席委員 2番 木村 金男 8番 西辻 政親
以上2名出席

●出席推進委員 眞野弘和 以上1名出席

●欠席委員 山本和英 以上1名出席

●事務局員 事務局長 小西 敏嗣
事務局員 辻本 香織・民農 里英・山越 愛梨・岡田 健司

●関係者

●議事事項 議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について
議案第12号「農地法第2条非農地証明交付申請の承認」について
議案第13号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について
報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知」について

その他

●議事内容

次のとおり

*****午前10時05分 開会*****

事務局（辻本香織）

おはようございます。令和2年度第8回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員8名欠席委員2名、推進委員1名、欠席推進委員1名でございます。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立していますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。昨年を振り返ってみますと、新型コロナウイルス感染症の対策としまして、手の消毒、またマスクの着用ということで、お願いし、今は日常になっております。今後は、ワクチンと日々刻々と日常も変化すると思われま

す。また、社会情勢のほうも、今回コロナ禍の中で食に対する考えのほうも皆さん変わってきております。食、また素材の関心が高まっておりますので、農業が非常に注目されています。この機会をチャンスとして、新たな取組とか進めてまいりたいと思います。

さて、令和2年度としては、最後の農業委員会となります。また次回から新年度ということで、新しい体制も考えて、新しい事業もでございます。いずれにしろ、皆様の御理解、御協力のもと、事業の計画等もお願いしながら進めたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

事務局（辻本香織）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。本日の署名委員は、3番、上田委員、7番、下名迫委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願いいたします。

議長

改めまして、おはようございます。

この年度は3月で終わりました、来月から4月なので、新しい年度になりますけども、最後の農業委員の定例会となります。それでは、コロナもまだまだ終わりませんが、皆さん何よりも、かからないように心がけていただきたいと思います。

それでは次第に沿って、行いたいと思います。議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第11号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定」について、農業経営基盤強化促進法、昭和55年法律第65号第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和3年3月19日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。
4ページを御覧ください。今回の申請は1件でございます。

番号2-4、農地の所在、・・・・・・です。場所については5ページの航空写真を御覧ください。登記簿は田。現況地目は畑。合計面積は1,186平方メートル。権利設定は、賃貸借権です。利用権の設定を受ける者の住所、氏名。和歌山県和歌山市茶屋ノ丁2-1、公益財団法人和歌山県農業公社理事長下宏氏です。利用権の設定をする者の住所、氏名。・・・・・・氏です。利用目的はトウモロコシとスイカです。期間は10カ年、賃料は年間1万円でございます。本申請に当たっては、紀北川上農業協同組合に書類作成等のお手伝いをしていただいております。今回の計画内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので許可相当と考えております。御審議願います。

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局の説明などございましたが何か御意見、御質問などございませんか。ないですか。

これはどこですか。

事務局（辻本香織）

・・・・・・です。

議長

そこを借りて、何を作るの。

事務局（辻本香織）

トウモロコシとスイカです。

議長

わかりました。

ほかにはないですか。

ないようですので、議案第11号については承認したいと思います。いいですか。

続きまして、議題第12号「農地法第2条 非農地証明交付申請の承認について」、事務局より説明お願いいたします。

事務局（辻本香織）

議題第12号「農地法第2条 非農地証明交付申請の承認について」。別添の農地について、農地法第2条の農地でない旨の証明願いがあったので審議願いたい。

令和3年3月19日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

今回の申請は2件でございます。7ページを御覧ください。

1、農地の所在、……で、場所については10ページの航空写真を御覧ください。登記簿は畑、現況地目は宅地。農振区分は農振農用地外となっております。面積は165平方メートル、申請者の住所、氏名は……氏。現地調査につきましては、3月12日に事務局と井阪委員と実施いたしました。後ほど井阪委員より報告があります。

申請地は……さんの家を囲んだところになり、池や庭などになっております。家を建てるときに、この所だけ変更をしていなかったということでございます。

続きまして、2番、農地の所在、……計11筆でございます。……につきましては、登記簿は畑です。現況地目は山林でございます。下……につきましては、登記簿田、現況地目は山林でございます。場所につきましては、18ページから22ページの航空写真を御覧ください。農振区分は農振農用地外となっております。面積は3,580平方メートル、申請者の住所、氏名は……氏。現地調査につきましては2月3日、事務局と泉平委員と実施いたしました。後ほど泉平委員より報告があります。

この申請地につきましては、前回2月15日に開催されました第7回定例会におきまして、議案第9号で可決されました26筆の農地の中の11筆でございます。昭和42年頃から耕作者がいなくなり、苗木を植えたとのことで、今は山林化しております。

以上2件につきまして、現地確認及び書類審査いたしました結果、申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第2条の非農地証明の承認について、承認相当と判断いたしました。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。

続きまして、現地報告について担当委員から報告をお願いいたします。井阪委員からお願いいたします。

井阪委員

1番井阪です。議案第12号について、令和3年3月12日に事務局の辻本係長、岡田主査とともに現地調査を行いました。

当該申請地においては宅地となっており、農地としての復元は困難であると考えます。

事務局説明のとおり現地において、農地法第2条に規定する農地に該当しないことを確認しました。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、泉平委員説明お願いいたします。

泉平委員

9番泉平です。議案第12号について、令和3年2月3日に事務局の辻本係長、岡田主査と共に現地調査を行いました。当場所に及び当申請地において、山林となっており、農地との復元困難であると考えます。事務局説明のとおり現地において、農地法第2条に規定する農地に該当しないことを確認しました。

以上で報告を終わります。

議長

ありがとうございました。事務局並びに担当の農業委員さんより説明がありました。

御意見とか御質問ございませんか。

ないようですので、議案第12号については承認したいと思えます。どうもありがとうございました。

続きまして、議案第13号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

議案第13号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について」、農地法施行規則（昭和27年10月20日農令第79号）第17条の別段の面積基準に基づき、高野町内の農地の別段の面積について審議願いたい。令和3年3月19日提出、高野町農業委員会会長 柳 葵。

下限面積（別段の面積）のことです。これは農地法の第3条第2項第5号において定められております。農地を売買、贈与したり、貸出しする場合には、農地法の規定に基づく農業委員会の許可が必要となります。農地を収得するときの最低持っている面積の設定のことです。許可基準の一つに受けての許可後の経営面積が原則として、北海道2ヘクタール、都府県は50アール以上になるという規定になっているのですが、経営基盤の小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に農地の経営面積

が一定以上にならないと許可ができないとするものでございます。市町村の場合は、平成21年12月施行の改正農地法により、この下限面積50アールが地域の平均的な経営規模や新規就農を促進するため、地域の実情に合わない場合は農業委員会の判断で、別段の面積を定めることができるようになりました。そして、農林水産省通達により、農業委員会は毎年この下限面積について検討することになっております。高野町全域において、耕作放棄地が増加傾向にあり、高齢化により規模拡大農家がないため、できるだけ新しい人が農業を開発、開始しやすいように、また、小規模な農業経営をされている農家の方が規模拡大を望まれる際、ハードルを下げて、農地の有効利用を図る必要があるため、現行の10アールの変更は行われなことを事務局の原案として御提案いたします。その理由としては、高野町全域の耕作放棄地が年々増加しており、かつ周辺の規模拡大を希望する農家等が存在しないことから、新規就農を促す上で、農地の収得、有効利用を図る必要があることから、別段の面積を収得しやすい状況に維持しておくということで、下限面積を10アールに設定したいと思っております。

また、24ページの下のほうに農地法施行規則第17条第1項の抜粋を掲載させていただいております。引き続き、昨年同様に10アールのまま維持して行いたいというのが事務局側でございますので、御審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいま、事務局より説明などがございましたが、御意見、御質問などございませんか。

13号については可決したいと思っております。

続きまして、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（辻本香織）

報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、別添の農地について、農地法第18条第6項の賃貸借の解約の願いがあったので報告いたします。

令和3年3月19日提出 高野町農業委員会会長 柳 葵。

これは……がブドウを作っていた農地でございます……の代表者が代わったため事業の見直しをし、有田市から富貴まで世話をし、世話ができなくなったということで、お返しをしたいということでございます。以前は五條市に住んでいる従業員が行き帰りに世話をしていたのですが、その人が退職したため、もう世話をしてくれる人もいないということで、農地をお返ししたいという申出があり、賃借人の方にも納得していただき合意解約となりました。

ので、報告させていただきます。

以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。何かこれについて御質問とかないですか。

森脇委員

森脇です。

ブドウ作っと思ったって人は結局ブドウはできなかったの。

事務局（辻本香織）

できなかったです。

下名迫委員

7番下名迫です。

この計画を満了して返させてもうとるんですか。途中解約ですか。

事務局（辻本香織）

合意解約となっております。

議長

まあ、貸している人が了解したので、これで終わりになるのかと思います。

ほかにないですか。なければ、今日予定してました議案は皆全て終了しました。

その他について、事務局より説明お願いいたします。

事務局（辻本香織）

机の上に置かせていただいております、ステッカー、「シートベルト&ヘルメットで無事帰る」のステッカーが配付されましたので、また皆さん目立つところでも貼っていただけたらと思います。

農業者年金のほうなんですけども、農業者年金加入推進事例集のこの配付がありましたので、お渡しします。

この大きいほうなんですけど、ちょっと2020年度版で、もうすぐ終わりますが、年金制度のことがのっています。またよく読んで、ちょっと年金の加入推進を進めていただきたいと思います。また皆さん、どなたかお声かけていただいて、農業者年金のほうに加入してくださいということもまたしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

ほかに何か御意見とか言っておきたいことあったらお願いしたいと思います。なければ、これで終わります。

*****午前10時30分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

会長 _____

署名委員 3番 _____

署名委員 7番 _____